

9/17 読

「安保法制は違憲」

広島地裁 被爆者ら165人が提訴

自衛隊の派遣差し止めと1人10万円の国家賠償を求め、広島地裁に提訴しました。

訴状で原告側は、集団的自衛権の行使を容認する安保法制は戦争放棄を定めた憲法9条や、憲法改正手続きを定めた96条などに違反すると指摘。集団的自衛権の行使は他国などからの武力攻撃の危険を生じさせるとして、平和的生存権や人格権などの侵害に当たると主張しています。

原告らでつくる「安保法制違憲訴訟 広島の会」が提訴後に開いた報告集会には県内各地から約110人が参加しました。山田延廣弁護士団長は「裁判の場だけでなく、市民に広く訴えていきたい」とあいさつしました。



広島地裁に向かう原告ら16日、広島市

共同代表の森瀧春子氏は「安倍政権の戦争する国づくりにストップをかけるたたかいだ」と表明。同じく杉林晴行氏は「自分の戦争体験から二度と戦争させてはならない」と、これまで集団自衛権や特定秘密法が違憲だと裁判に訴えてきた。今回は165人も原告団で提訴できたので、勝つために頑張る」と決意を語りました。

同会は第2次原告を募集しています。